

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 120 号	登録年月日	令和 4 年 3 月 31 日 (2022 年 3 月 31 日)
申請番号	第 226 号	申請年月日	令和元年 9 月 10 日 (2019 年 9 月 10 日)
特定農林水産物等の区分	第 1 類 農産物類 野菜類 (にんにく)		
特定農林水産物等の名称	ところピンクにんにく、Tokoro Pink Ninniku、TOKORO PINK GARLIC		
特定農林水産物等の生産地	北海道北見市常呂町		
特定農林水産物等の特性	「ところピンクにんにく」は、北海道開拓時代から栽培されてきた北海道在来種のにんにくである。外皮はピンク色を呈し、にんにく本来の風味や香りが強く、生で食した時のピリリとした強い辛みが特徴である。 国内で一般的に流通しているホワイト種と比べ、糖度が高く、香りの主成分である有機イオウ化合物（アリイン等）、辛さの原因成分であるチオスルフィネート類・ピルビン酸が多く含まれており、取引市場からは「インパクトのある辛み」と評され、にんにくの強い辛みと香りを好むユーザーから好評で、品質に対する評価も高い。		
特定農林水産物等の生産の方法	(1) 品種 常呂町農業協同組合（以下、J A ところ）から配布されるピンク種で、J A ところが定める増殖体系に基づき「ところピンクにんにく」として選抜・増殖した種子用りん片（以下、「元種」という）を用いる。 (2) 栽培方法 J A ところが定める増殖体系に準拠し、元種を定期的に更新する。 (3) 出荷規格 出荷に当たっては、J A ところが定めた各年産の取扱要領により選別を行い、病虫害その他損傷が無くりん茎が直径 35 mm 以上のものを「ところピンクにんにく」として出荷する。 〈秀品〉光沢を有し乾燥良好で球締りが良く、直径 50 mm 以上で 3 片以上であること。 〈優品〉品質低下につながる皮むけ・異物付着が無く、直径 35 mm 以上であること。 秀品の調整規格に該当しないもの。 (4) 最終製品としての形態 「ところピンクにんにく」の最終製品としての形態は、青果（にんにく）である。		
特定農林水産物等	「ところピンクにんにく」は、北海道開拓時代から栽		

の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由	培されてきた北海道在来種のにんにくである。北見市常呂町（旧常呂町）はオホーツク海沿岸に位置し、冬季には流水が接岸し内陸性の気候となるため厳しい冷え込みが続く。また風が強く、積雪が少ないため土壌凍結し、土壌の表面が乾燥するため、一般的なのにんにくには越冬が難しいとされる。 しかし、厳しい気象条件に適した寒冷地型の北海道在来種であるピンク種を用いることにより、当該地域で古くから、のにんにくの栽培が行われてきた。 「ところピンクのにんにく」の外皮には赤系色素の由来成分であるフェノール性化合物が多く含まれており、これらは冬期の寒さや乾燥傾向による環境ストレスから得たものと考えられ、辛みや香りが強く、収穫時に外皮がピンク色を呈することの裏付けとなっている。 北海道在来種のにんにくは、道内の一部では自給的に栽培されているが、J A ところでは唯一生産者団体を組織して独自の増殖体系から生産された元種を用いて栽培している。北海道在来種のにんにくとして特性を保持しつつ品質・収量ともに安定した生産で、青果物取り扱い市場からの評価も高い。
特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績	北見市常呂町（旧常呂町）は、明治維新後の北海道開拓により、明治 28 年（1895 年）に入植した高知県からの一行が最初の農業移住であった。北海道在来種のにんにくは開拓当時から栽培されてきたと伝わるが、販売を目的とした本格的な栽培は、昭和 37 年（1962 年）に町内富丘地区で作付されたことに始まる。 北海道在来種のにんにくは寒冷地での栽培に適し、肥大性に富み収量も安定していたことから高収益作物として常呂町全体に作付が広まり、昭和 48 年（1973 年）には栽培面積が 116ha までに増え、市町村単位として全国一の栽培団地を確立した。 昭和後期には、外見品質が消費者に倦厭され価格が低迷したことや、農作業の機械化に伴う作付移行などから栽培面積が 0.9ha まで減少した。しかし、医薬品原料として高い機能性が注目され契約栽培を開始したことや、独自の増殖体系により品質・収量が向上したことにより平成 6 年（1994 年）には栽培面積が 11ha にまで回復し、安定的な生産が可能となった。平成 26 年（2014 年）には「ところピンクのにんにく」を原料とした医薬品や健康食品の原料の製造を目的に、日本製薬工業株式会社（愛知県）が常呂町に北見工場を開設した。 J A ところは「常呂町のにんにく耕作者部会」を発足させ、開拓以来受け継ぎ親しまれてきた「ところピンクのにんにく」の元種の増殖体系を維持しながら生産の拡大を目指している。

規則第5条第2項各号に掲げる事項	法第13条第1項第4号ロの該当の有無：該当しない 商標権者の氏名又は名称：－ 登録商標：－ 指定商品又は指定役務：－ 商標登録の登録番号：－ 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：－ 専用使用权者の氏名又は名称：－ 商標権者等の承諾の年月日：－
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名	常呂町農業協同組合 北海道北見市常呂町字常呂 608 番地 代表理事組合長 川上 和則
備考 （注）登録事項の変更があった場合には、変更年月日及び変更に係る事項の概要を記載する。	